

新座市告示第 346 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により、予防接種を次のとおり行うので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 23 日

新座市長 並 木

傑



1 予防接種の種類

別紙のとおり

2 予防接種を行う主たる接種場所

別紙のとおり

3 予防接種の対象者の範囲

予防接種法施行令第 3 条に規定する予防接種の対象者に該当する新座市民

4 実施期間

令和 8 年 10 月 17 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 禁忌事項

医療機関の指示による。

別紙

	予防接種の種類	予防接種を行う主たる場所	変更年月日
1	B型肝炎 ヒブ 小児用肺炎球菌（15 価） 小児用肺炎球菌（20 価） 三種混合 五種混合 ロタリックス ロタテック 不活化ポリオ BCG 水痘 HPV 麻しん風しん混合第 1 期 麻しん風しん混合第 2 期 麻しん第 1 期 麻しん第 2 期 風しん第 1 期 風しん第 2 期 日本脳炎第 1 期 日本脳炎第 2 期 二種混合 RSウイルス 風しん第 5 期	朝霞市西弁財二丁目 6 番 3 4 号 ヴィラクレールⅡ 1 階 なでしここどもクリニック	令和 8 年 1 0 月 1 7 日